

「郵便投票拡充を」

茨木市議会決 首相らに提出へ
茨木市議会決 意見書

12.6.28 (7)

毎日

大阪府茨木市議会は28日、郵便による不在者投票の適用範囲を広げるよう国に求める意見書を原案通り可決した。意見書は森喜朗首相と自治相、法相、衆参両院議長に提出する。郵便投票制度の改正を求める意見書の可決は全国で初めて。

意見書は「今後、高齢化

が進み、またストレス社会と言われる中、寝たきりや閉じこもりの人が増えること予想される」と指摘。「投票意欲がありながら、投票できない有権者が多数存在していることは、基本的な権利にかかわるもので座視で

きない」として、郵便投票の拡充など法的整備を早急に進めるよう求めている。郵便投票は、公職選挙法で一部の重度身体障害者には認められておらず、25日投票された総選挙でも投票所に行くことができない

い寝たきり高齢者や難病患者、一部の障害者らは投票できなかった。茨木市在住の知的障害の男性が起した国家賠償請求訴訟の弁護団長、池田直樹弁護士は「茨木市議会が制度改革の必要性を認識し

たのは評価できる。これまでも各地の選挙管理委員会が同様の要望をしてきたが議員の側からこうした声が上がることが重要。国も早く受け止めて、早急に制度改革に取り組みへきた」と話した。

12.6.28 (7) 読 売

郵便投票拡充求める

知的障害者の
提訴受け 茨木市議会が意見書

大阪府茨木市の知的障害者が、郵便投票による不在者投票を認められないのは憲法違反として、国家賠償を求める訴訟を大阪地裁に起こしたのを受けて、茨木市議会は二十八日の本会議で、「郵便投票の拡充を求める意見書」を全会一致で

可決した。近く、森首相や自治省に送られる。意見書は民主クラブ、公明、共産、市政クラブの四党派が共同提案。寝たきり

や、引きこもりなどで投票に行けない人が、郵便投票の対象外とされている現状について、「意欲がありながら投票できない有権者が

多数存在していることは、基本的な権利にかかわるもので座視できない」とし、対象者を広げるよう求めている。